

## 不招請勧誘に係る対応の状況

## 1 規制の方式

- オプトイン（希望する者に対してのみ勧誘を行ってもよいとする方式。不招請勧誘の原則禁止）
- オプトアウト（拒絶の意思を表示した者に対し勧誘を行ってはならないとする方式）

## 2 本市の状況

## 【京都市消費生活条例】

（不適正な取引行為の防止）

第20条 事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約その他の契約に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて別に定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行ってはならない。

## 【京都市消費生活条例施行規則】

第2条 条例第20条に規定する別に定める行為は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

- (1) 条例第20条第1号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
  - セ 電話による執ような勧誘等(消費者に電話を掛け、当該消費者を執ように勧誘し、欺き、又は威迫することをいう。)
  - ハ 不招請執よう勧誘(消費者の意に反して、契約の締結の勧誘を執ように行うことをいう。)

## 3 他都市の状況

拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘、拒絶の機会の付与や勧誘を受ける意思の確認をすることなく行う訪問や電話による勧誘を禁止している事例がある。(札幌市、相模原市、静岡市、堺市、神戸市、広島市)

## 4 訪問販売お断りシールの作成

## (1) 消費者庁の見解

- シールだけでは、意思表示の対象や内容が不明確であり、業者がシールを無視して勧誘を行っても直ちに行政処分を行うことはできないが、事業者は、商道徳としてシールを貼った消費者の意思を尊重する必要がある。
- 自治体が条例を独自に定め、シールを無視して勧誘した場合、条例違反として事業者への指導や勧告、事業者名の公表等を行うことは可能である。

## (2) 政令市の状況

作成の有無	16市が作成済み
配布の対象	全世帯に配布：3市 希望者等に配布：13市
シールの記載内容	・「訪問販売お断り」の前に「悪質な」等の限定付：14市
	・単に「訪問販売お断り」と記載：1市 ・上記2種類を作成：1市
その他	警察署との連名又は通報する旨の記載有：8市
	玄関用のほか電話用のシールを作成：14市